主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人平尾廉平の上告理由について。

書面によらない贈与(死因贈与を含む)を請求原因とする訴訟が係属した場合に 当事者が民法五五〇条によるその取消権を行使することなくして事実審の口頭弁論 が終結した結果、右贈与による権利の移転を認める判決があり同判決が確定したと きは、訴訟法上既判力の効果として最早取消権を行使して贈与による権利の存否を 争うことけ許されなくなるものと解するを相当とする。

原判決の事実認定によれば、本件上告人を控訴人とし本件被上告人Bを被控訴人とする原判示津地方裁判所昭和三一年(レ)二三号不動産所有権保存登記抹消登記等請求控訴事件において本件物件が上告人の被相続人である訴外亡Dから被上告人Bに死因贈与せられたことが判決で認められ該判決は確定したところ上告人は、右死因贈与を書面によらないものとして、右確定判決後である昭和三三年八月一三日これを取消したというのである。してみれば、原判示のとおり訴外Dの死亡により相続人となつた上告人が右確定判決で認められた死因贈与を書面によらないものであることを理由としてなした右取消はその効力を生じないものといわねばならない。さずれば、判示確定判決によつて贈与の事実を認められた以上上告人に取消権を認めるべきでないとした原判示は結局相当である。

論旨後段は、判断遺脱等の違法をいうが、右のような贈与を認めた判決が確定した後は判決確定の一事をもつて贈与を取消すことはできなくなると解すべきであるから、他に贈与の履行終了の如き取消しえない事由があるか否かは重ねて判示する必要はない。論旨は採用することができない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のと おり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判	官	垂		水	克	己
裁判	官	河		村	又	介
裁判	官	高		橋		潔
裁判	官	石		坂	修	
裁判	官	五	鬼	上	堅	磐